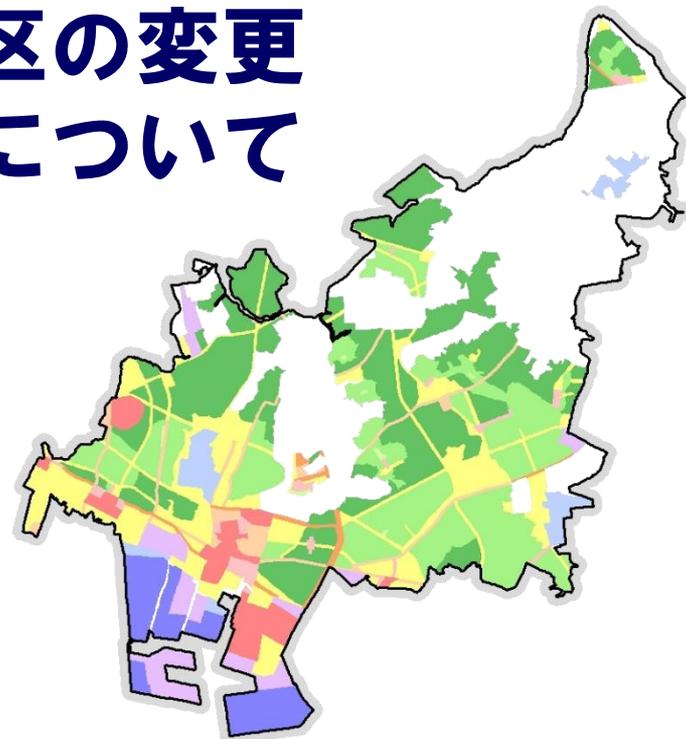


第150回船橋市都市計画審議会

議案第1号

船橋市都市計画生産緑地地区の変更 (船橋市決定) (付議) について

船橋市 建設局
都市計画部 都市計画課
令和6年11月6日



生産緑地地区制度

生産緑地地区とは

市街化区域内に位置し、良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地として適している農地等を都市計画に定めるもの

指定による効果

- 農地等としての土地利用が都市計画上、明確に位置付けられる。
- 都市における農地等の適正な保全を図ることができる。

生産緑地地区とは

指定の条件

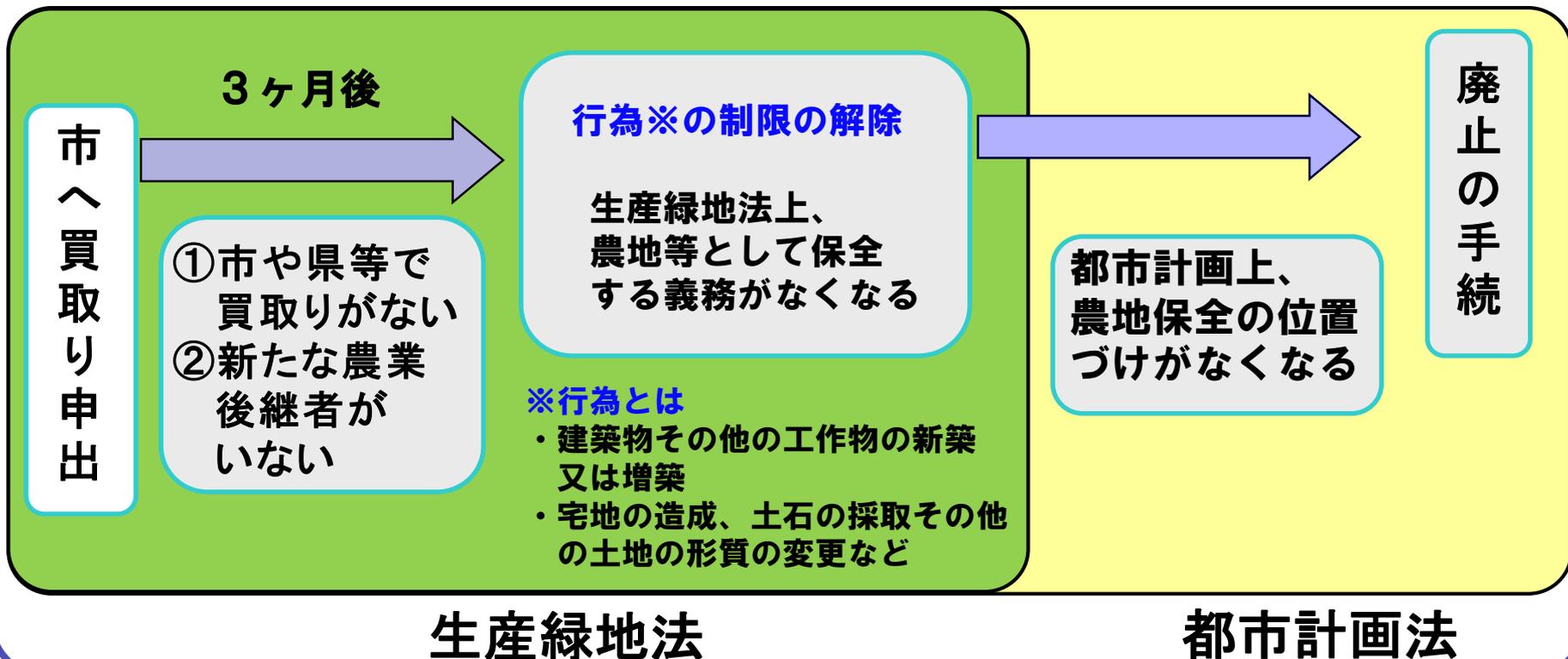
生産緑地法及び船橋市生産緑地地区指定基準 (令和2年1月1日施行)に適合しているもの

- ①公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等
良好な生活環境の確保に相当の効用があるもの
- ②公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの
- ③一団のものの区域として300㎡以上あること
- ④農地等であり、農業の継続が可能なこと
- ⑤地方公共団体等が所管する事業との不整合がないもの 等

生産緑地地区とは（買取り申出制度と都市計画変更）

買取り申出ができる事由

- ① 指定されてから**30年**が経過
（特定生産緑地・小室地区については10年が経過）
- ② 主たる従事者が**死亡**
- ③ 主たる従事者が**重大な故障**により農業等に従事することが不可能になる（生産緑地法施行規則第5条）



生産緑地地区の変更

今回の変更理由

○追加

- ・「生産緑地法」及び「船橋市生産緑地地区指定基準」に適合するため

○廃止

- ・行為の制限が解除されたため
- ・土地区画整理事業における仮換地指定により、存続用件（300㎡以上）を満たさなくなったため

○土地区画整理事業における仮換地指定

- ・土地区画整理事業における仮換地指定により、生産緑地地区の位置、区域および面積の変更を行うため

生産緑地地区の変更

一覧表(1/3)

船橋都市計画生産緑地地区の変更（船橋市決定）

船橋都市計画生産緑地地区中 1号小室第1生産緑地地区ほか18地区を次のように変更する。

名称		残地面積	変更理由	変更面積	廃止理由
番号	生産緑地地区名				
1	小室第1生産緑地地区	約2.75 ha	一部廃止	△約0.18ha	10年
15	藤原第6生産緑地地区	約1.13 ha	一部廃止	△約0.14ha	死亡
29	藤原第20生産緑地地区	約---- ha	全部廃止	△約0.25ha	30年
59	大穴北第7生産緑地地区	約---- ha	全部廃止	△約0.39ha	死亡
83	上山町第24生産緑地地区	約0.41 ha	一部廃止	△約0.10ha	故障
146	前貝塚町第10生産緑地地区	約1.43 ha	一部追加	+約0.15ha	-
190	旭町第4生産緑地地区	約0.28 ha	一部廃止	△約0.18ha	故障
243	夏見台第22生産緑地地区	約---- ha	全部廃止	△約0.13ha	死亡

生産緑地地区の変更

一覧表 (2/3)

名称		残地面積	変更理由	変更面積	廃止理由
番号	生産緑地地区名				
291	本郷町第3生産緑地地区	約0.04 ha	一部廃止	△約0.01ha	30年
336	西船第35生産緑地地区	約0.25 ha	一部廃止	△約0.10ha	30年
403	飯山満町第8生産緑地地区	約0.13 ha	一部廃止	△約0.04ha	仮換地指定
467	海神町南第8生産緑地地区	約---- ha	全部廃止	△約0.23ha	故障
508	中野木第2生産緑地地区	約0.12 ha	一部廃止	△約0.04ha	30年
602	三山第20生産緑地地区	約0.35 ha	一部廃止	△約0.04ha	故障
607	三山第25生産緑地地区	約---- ha	全部廃止	△約0.15ha	故障
679	米ヶ崎町第1生産緑地地区	約0.03 ha	仮換地指定	△約0.03ha	-
680	米ヶ崎町第2生産緑地地区	約0.21 ha	仮換地指定	+ 約0.01ha	-
681	前貝塚町第44生産緑地地区	約0.04 ha	新規追加	+ 約0.04ha	-

生産緑地地区の変更

一覧表 (3/3)

名 称		残地面積	変更理由	変更面積	廃止理由
番号	生産緑地地区名				
682	米ヶ崎町第3生産緑地地区	約0.04 ha	新規追加	+ 約0.04ha	-
合 計			追加	+約0.23ha	
			廃止	△約1.98ha	
			仮換地指定	△約0.02ha	

【代表例】生産緑地地区の変更（新規追加）

船橋都市計画生産緑地地区の変更について（船橋市決定）計画図（18）



番号681 前貝塚町第44生産緑地地区

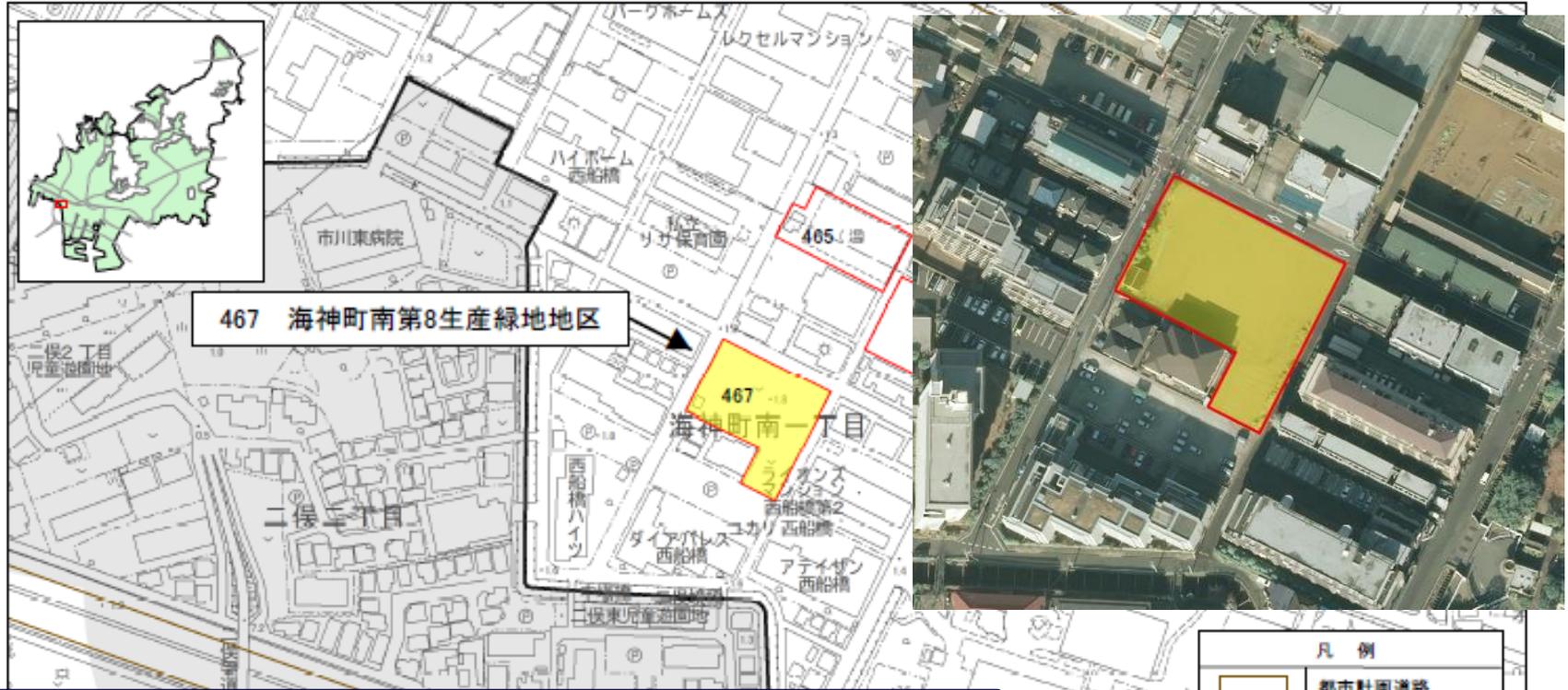
追加理由:生産緑地法及び船橋市生産緑地地区指定基準に適合するため

追加面積: +約0.04ha

追加形態:新規追加

【代表例】生産緑地地区の変更(全部廃止)

船橋都市計画生産緑地地区の変更について（船橋市決定）計画図（12）



番号467 海神町南第8生産緑地地区
廃止理由:生産緑地地区の主たる従事者の故障により、買取の申出がなされ、行為の制限の解除となったため
廃止面積:△約0.23ha
廃止形態:全部廃止

【代表例】生産緑地地区の変更（仮換地指定）

船橋都市計画生産緑地地区の変更について（船橋市決定）計画図（16）



生産緑地地区の変更(追加)

	区 分	地区数	面 積
追加	新規追加	2地区	+約 0.08 ha
	一部追加	1地区	+約 0.15 ha
	合 計	3地区	+約 0.23 ha

生産緑地地区の変更(廃止)

	理由	区分	地区数	面積
廃止	行為制限解除	全部廃止	5地区	△約 1.15 ha
		一部廃止	9地区	△約 0.83 ha
	合計		14地区	△約 1.98 ha

生産緑地地区の変更(仮換地指定)

	区 分	地区数	面 積
仮換地指定 による位置 の変更	仮換地指定	2地区	△約 0.02 ha
	合 計	2地区	△約 0.02 ha

生産緑地地区の変更

今回の変更に関する区域

地区数	追加	廃止	仮換地指定	面積の増減
19地区	+約0.23ha	△約1.98ha	△約0.02ha	△約1.77ha

生産緑地地区の全体の内訳表

変更後		変更前	
地区数	合計面積	地区数	合計面積
463地区	約160.61ha	466地区	約162.38ha